(7)　(3)(b)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の航行海域及び運航状態を考慮して、水中から人を救助するための他の同等の設備を漁船に積載することを決定することができる。

7　(5)及び(6)を二つずつ繰り下げる。

第九章　無線通信

A部　適用及び定義

第一規則　適用

8　(2)に第二文として次のように加える。

(1)の規定にかかわらず、主管庁は、この章に定める要件と同等であると認める場合に限り、現存の漁船の船上において現存の無線通信システムを引き続き利用することを許可することができる。

付録　証書及び設備の記録

9　付録を次のように改める。

1　漁船に対する安全証書の様式

国際漁船安全証書

この証書は、設備の記録によって補足される。

（公の印章）　　（国名）

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する
1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、

.....（国の名称）の政府の権限の下に、.....（権限を与えられた者又は団体）が発給する。

漁船の要目(注1)

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ（L）(第Ⅰ章第２規則(5))／総トン数（第Ⅰ章第２規則(22)）(注2).....

認められた航行海域（第Ⅸ章第２規則）.....

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日.....

キールが据え付けられた日又は第Ⅰ章第２規則(1)(c)(ii)若しくは(iii)に従ってこれと同様の建造段階に達した日.....

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日.....

この証書は、次のことを証明する。

1.1　この漁船が上記の議定書第Ⅰ章第７規則から第９規則までに定める要件に従って検査されたこと。

1.2　この漁船が上記の議定書第Ⅰ章第７規則(1)(d)及び第９規則(1)(d)の規定により要求される年次検査を受ける／受けない(注2)こと。

2　検査の結果、次のことが明らかになったこと。

2.1　上記の議定書第Ⅰ章第９規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの漁船が同議定書第Ⅱ章から第Ⅵ章までに定める関係要件（消防設備及び火災制御図に関する要件を除く。）に適合していること。

2.2　最近の二回の船底の外部の検査が.....（日）及び.....（日）に行われたこと。

2.3　この漁船が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.4　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。

2.5　この漁船が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。

2.6　この漁船が無線設備について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.7　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.8　この漁船が船舶搭載航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.9　この漁船が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める要件に従って備えていること。

2.10　他の全ての事項について、この漁船が上記の議定書に定める関係要件に適合していること。

3　国際漁船免除証書が発給されている／発給されていない(注2)こと。

この証書は、上記の議定書第Ⅰ章第７規則から第９規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....(注3)まで効力を有する。

.....（証書の発給の場所）において発給した。

.....（発給の日）

.....（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

上記の議定書第Ⅰ章第９規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名.....（権限を与えられた職員の署名）

場所.....

日.....

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査／中間検査(注2)

署名.....（権限を与えられた職員の署名）

場所.....

日.....

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査／中間検査(注2)

署名.....（権限を与えられた職員の署名）

場所.....

日.....

（必要に応じて、当局の印章）